

1. 企業倫理の定義

曖昧性をできるだけ減らすため、2段階で定義

- ・まず、「法令等を遵守すること」
- ・さらに、「高い倫理観に基づき行動し、社会的責任を果たすこと」

役員および社員の一人ひとりが、その意味をきちんと理解し、適切な行動をとらなければならない（企業活動だけでなく社会生活においても実践）

2. 企業倫理遵守プログラム

企業倫理遵守の徹底を図るため、以下の“企業倫理遵守プログラム”を実践

取り組み ... 企業倫理遵守の方向性・基準の明示

- ・“企業行動憲章”の改定（トップの責任の明確化）
- ・“企業倫理遵守に関する行動基準”の制定（遵守すべき事項の明示）
- ・経営計画に再発防止策の取り組みを規定
（経営の最優先課題として信頼回復を明示）

取り組み ... 社会常識に沿った業務運営・企業倫理徹底のための推進組織の整備

- ・“企業倫理委員会”の設置 } （経営トップに直結）
- ・“企業倫理相談窓口”の設置 }
- ・“企業倫理グループ”の設置（専任推進組織の整備）
- ・“企業倫理責任者”の明確化、“企業倫理担当”の設置（ネットワークの整備）
- ・法務担当部門の強化・拡充（コンプライアンス支援）

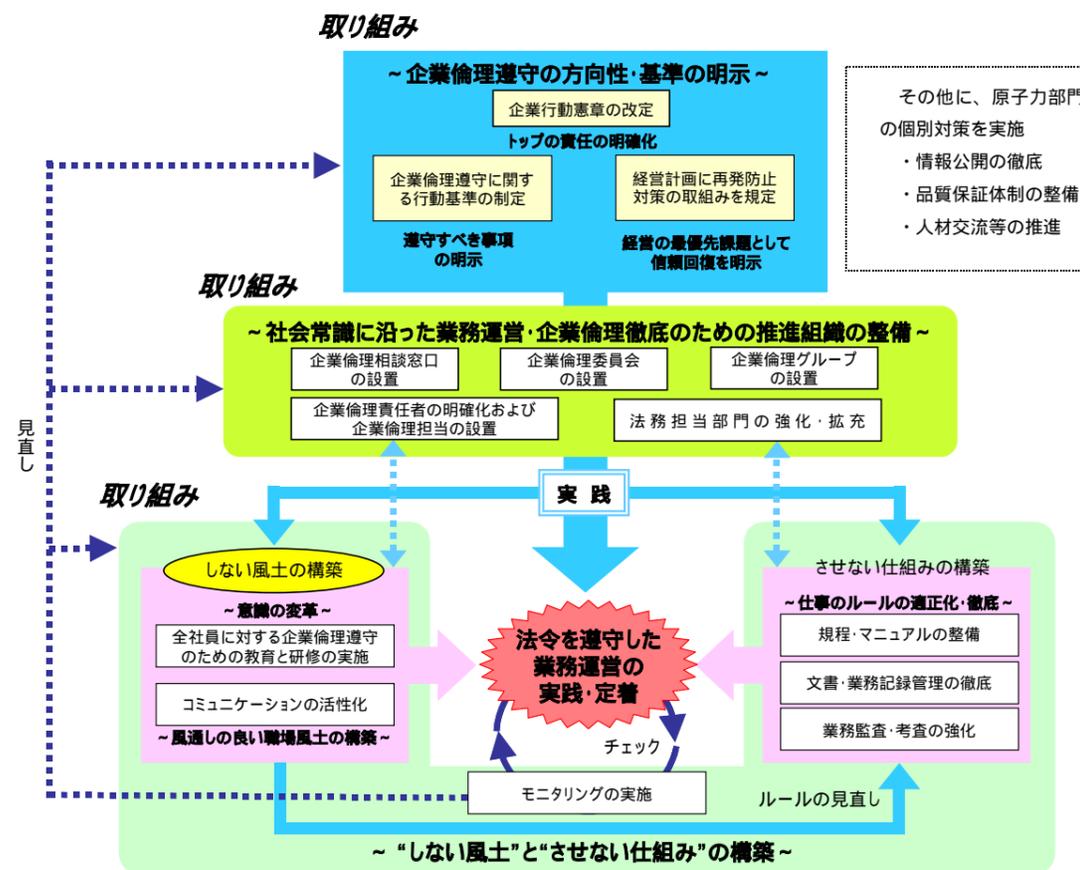
取り組み ... “しない風土”と“させない仕組み”の構築

- ・全社員に対する企業倫理遵守のための教育と研修の実施（意識の変革）
- ・コミュニケーションの活性化（風通しの良い職場風土の醸成）
- ・規程・マニュアルの整備 } （仕事のルールの適正化・徹底）
- ・文書・業務記録管理の徹底 }
- ・業務監査・考査の強化 }
- ・モニタリングの実施（企業倫理遵守プログラムの定着度合いのチェックと見直し）

* 企業倫理相談窓口

相談者の範囲： 東京電力の仕事に関係している全ての方
 相談の内容： 企業倫理に関する全ての相談
 相談者の保護： 相談者のプライバシーは厳重に保護、匿名による相談も可能
 ・インターネット、メールに返信機能があるが、相談窓口で発信者を特定できない仕組み
 ・相談した行為自体を理由に相談者が会社から不利益な取り扱いを一切受けない
 ・具体的事案の相談の場合、相談者の了解を得ながら事実関係の調査を実施する
 相談の方法： 電子媒体（インターネット・メール）電話、郵便・社内便

【プログラムの相関関係】



【推進組織】

